

住民基本台帳カード・マイナンバーカード（個人番号カード）

を持って葛飾区から転出する方へ

「転入届の特例」と「住民基本台帳カード・マイナンバーカード（個人番号カード）の継続利用」
についての注意事項

- ① 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、転出・転入には「転入届の特例」が適用されます。このため、従来の「転出証明書」は発行されません。
- ② 新住所地での転入届時には必ず住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）を持参してください。
- ③ 一緒に引っ越しをする同世帯員の住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）を持参するときは、その住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）のパスワードを正しく入力できる必要があります。
- ④ 転出予定日から 30 日以内、転入日から 14 日以内に転入の届出を行ってください。それを過ぎた場合、紙の転出証明書の再発行手続きが必要になる場合があります。
- ⑤ 引っ越しの内容が変更された場合（転出日、引っ越し先住所、引っ越し世帯員などの変更）は再度手続きが必要になる場合がありますのでご注意ください。
- ⑥ 新住所地で④の期限内に転入届出した日から 90 日以内に継続利用手続きをすることで引き続き住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）を使用できます。
- ⑦ 継続利用手続きには住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）の 4 桁の暗証番号の入力が必要です。暗証番号を忘れてしまった場合に必要となる手続きは新住所地でご確認ください。
- ⑧ 紛失などにより一時停止状態の住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）については、継続利用手続きの後に一時停止解除が必要になります。葛飾区で一時停止解除をしていない場合、新住所地での手続きとなります。その際に必要な書類等は新住所地でお問い合わせください。
- ⑨ ご家族の住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）を持参して継続利用手続きが可能かどうかは転入先市区町村にご確認ください。

《公的個人認証について》

新住所地でマイナンバーカード（個人番号カード）の継続利用手続きの際に、葛飾区で署名用電子証明書の申請をしていた場合でも、他区市町村に転入してしまうとその電子証明書は失効してしまいます。今後の手続きについては転入先市区町村にご確認ください。

※住民基本台帳カード用の公的個人認証は、平成 30 年 12 月 21 日をもって終了しました。今後、電子証明書を利用する方はマイナンバーカードの交付申請をお願いいたします。